

令和 8 年度

隠岐の島町まちづくり運動協議会 地域美化活動助成事業応募要領

1. 応募対象

隠岐の島町内で地域の美化活動を実践しようとする町内在住の構成員で組織されたグループ、団体等とします。

2. 助成対象事業

地域美化活動を推進するために、住民自らが積極的に地域の美化活動を実践する事業に対し助成します。

(1)花いっぱい運動に係る事業

(2)自然環境を守るため、清掃活動・看板等に係る事業

(3)その他、まちづくり運動協議会 生活環境部会が必要と認めた事業

◆応募できない事業

* 政治・宗教・営利を目的とする事業

* 隠岐の島町まちづくり運動協議会が行う次の事業

①まちづくり実践事業

3. 助成対象、金額

* 対象経費内容は、花の苗・花の種・土・肥料・プランター・啓発看板等

対象とならない経費は、活動にかかる人件費・ジュース・お茶代、弁当代等

* 金額は 5 万円までの範囲で少額でも助成可能ですのでお気軽にご相談ください。

4. 応募期間

令和 8 年 6 月 29 日（月）から令和 8 年 7 月 23 日（木）までとします。

5. 審査及び事業決定

(1)応募いただいた事業はまちづくり運動協議会 生活環境部会で審査します。

(2)審査結果は応募グループ、団体等の代表者に通知します。

6. 事業実施期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 9 年 3 月 3 日（水）までとします。

7. 応募方法

別添様式の助成金交付申請書並びに助成事業計画書を作成の上、期日までに隠岐の島町まちづくり運動協議会事務局（中央公民館）又は、各公民館へ提出下さい。

8. その他

お問合せ先：隠岐の島町まちづくり運動協議会事務局

（中央公民館内 ☎ 2 - 0 0 0 3）